

# 香川高等専門学校聴講生規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 60 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校聴講生（以下「聴講生」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(入学資格)

**第 2 条** 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
  - 二 香川高等専門学校（以下「本校」という。）において、高等学校を卒業した者と同等以上の能力があると認めた者
- 2 専攻科の聴講生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 高等専門学校を卒業した者
  - 二 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

**第 3 条** 聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- 一 聴講生入学願書（別紙様式 1）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- 四 現に職を有しているものは、勤務先所属長の承諾書（別紙様式 2）

2 出願の期日は、別に定める。

(入学者の選考)

**第 4 条** 校長は前条第 1 項の出願手続をした者について、書類によるほか面接試験等により入学者の選考を行う。

(入学許可)

**第 5 条** 校長は、前条による選考に合格した者で、所定の期日までに入学料を納付した者に対して入学を許可する。（別紙様式 3）

(入学手続)

**第 6 条** 入学許可の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書（別紙様式 4）を提出しなければならない。

(入学の時期)

**第7条** 聴講生の入学時期は、原則として学期の始め（前期4月、後期10月）とする。

(指導教員)

**第8条** 校長は、聴講生に対し指導助言を与えるため、指導教員を定める。

(聴講期間)

**第9条** 聴講生の聴講期間は、原則として当該年度内とする。ただし、聴講生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。

2 前項の規定により延長を願い出るときは、聴講生聴講期間延長願（別紙様式5）により、校長に願い出なければならない。この場合、現に職を有する者は、第3条第1項第四号に定める書類を添付するものとする。

3 第1項の規定により聴講期間を延長するとき、検定料及び入学料は徴収しない。

(聴講科目)

**第10条** 聴講生が聴講できる科目は、本校が開設している授業科目から選択して授業を聴講することができる。ただし、実験実習は認めない。

(検定料、入学料及び授業料)

**第11条** 検定料、入学料及び授業料の額は、「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）」に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(授業料の納付)

**第12条** 聴講生の授業料は入学を許可された月の末日までに聴講する科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納付しない者は、除籍する。

(証明書の交付)

**第13条** 校長は、聴講を修了した者から願い出があつたときは、その聴講科目につき、聴講科目証明書を交付することができる。

(退学)

**第14条** 聴講生が本規程に違背した場合、又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがないと認めた場合、校長は退学を命ずることができる。

(雑則)

**第 15 条** この規程に定めるもののほか、聴講生について必要な事項は、学則等の学内諸規則を準用する。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。